

國學院大學學術情報リポジトリ

近世初頭における神仏関係の変容： 賀茂別雷神社の社家・供僧相論を事例に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-10 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 太田, 直之 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00002284

近世初頭における神仏関係の変容

——賀茂別雷神社の社家・供僧相論を事例に——

太田直之

はじめに

神仏習合や分離の問題、その中での神職と僧侶との関係を考えるにあたって、江戸時代に入って間もない十七世紀の後半という時代が一つの大きな画期となったことは早くから指摘されている。すなわち、およそ寛文年間前後には、各地の神社で神職の自立化と寺院の影響力排除の動きが進み、水戸や岡山など一部の藩では、神仏分離といって良い政策や寺院整理が行われたことが知られている。⁽¹⁾

こうした動きの背景として、従来の研究では吉田神道や儒教の影響など、近世における思想史的発展の側面が主に注目され、分析がなされてきている。⁽²⁾ この分析自体は揺るぎないものであり、門外漢ともいえる自分が口を挟む余地のないものであるが、ただ、中世から近世への大きな時代のうねり、例えば太閤検地や江戸幕府の成立といった社会・経済状況の大変動の中で、神社や神職にどのような変容がもたらされ、それが神仏関係にどのような影響を与えたのか、といった視点からの考察はそれほどなされていないように思われる。

例えば、神仏習合の発生と展開を、古代律令制社会の変容という大きな社会背景の中に見事に位置づけた義江彰夫氏は、中世から近世への神仏関係の変化について、

十六世紀以降の日本の歴史は、神仏習合を母体としたとはいえ、それを乗り越えようとする歴史の歩みであった。したがって神仏習合はここ（※筆者註…十五世紀）に最後の到達点を見、本来の歴史的生命を完うしたのである。⁽³⁾

とし、中近世移行期を神仏習合の歴史における一大画期と位置付けているが、その背景については、商工業の発達、儒学の導入と摂取、国学の成立といった、近世における日本型合理主義の展開を簡単に指摘するにとどまっている。繰り返すが、筆者はこうした大きな枠組み自体に異論があるわけではない。ただ、中近世移行期を境として、従来の神仏習合が「本来の歴史的生命を完うした」というほどの大きな変化を迎えたのであれば、この時期に神社における神仏関係の構造がどのような変わっていったのか、神仏習合が盛んであった中世から、両者の分離が意識されるようになる十七世紀後半に至る間に、神社や寺院の現場にどのような変化がもたらされたのかを、もう少し具体的に知りたいと思うのである。

そもそも、一見研究が多いように見える神仏習合の在り方それ自体についても、神社・寺院によってその実態は多種多様であって、まだまだ具体的な事例の蓄積が必要であることが指摘されている。⁽⁴⁾ また、筆者はこうした指摘に基づき、古来王城鎮守の神として崇められ、数ある神社の中でもその代表的存在といえる賀茂別雷神社（上賀茂神社）の神仏関係について考察を加えたことがある。⁽⁵⁾

そこで、本稿では再び賀茂別雷神社における神仏関係を取り上げ、中世から近世にかけてその構造がどのように変化し、その要因は何だったのかを見ていくことで、右に述べた課題解決の糸口を探っていくこととしたい。なお、歴史史料の中では賀茂御祖神社（下鴨神社）が「鴨社」とされるのに対して、賀茂別雷神社は「賀茂社」と表記されることが通例となっており、以下本稿での表記は「賀茂社」で統一する。

一、賀茂社における神仏関係の概要

最初に賀茂社における神仏関係を考察するための前提として、同社がどのような人々によって構成されていたのかを、先行研究をもとに概観しておきたい。前近代の賀茂社には神職を務める家柄である社家とともに、僧侶として神に奉仕する供僧や神主の建立した寺庵なども存在していた。

賀茂社の社家は賀茂建角身命の後裔と伝えられる京都の古代豪族賀茂県主の一族であり、古来より氏人と呼ばれて賀茂の大神に奉仕し、本社の神主職、正・権祢宜職、正・権祝職や八つの末社の祢宜・祝職など二十一の社職を務めてきた。もともと氏人相互の間に格差は存在せず、こうした職は持ち回りだったようであるが、中世に入る頃から社職を務める社司と、基本的には社職に預かることのない氏人という二つの階層に分化していく。⁽⁶⁾

社司の家柄としては、鎌倉前期に後鳥羽天皇の寵愛を受けた神主能久と息子で後鳥羽落胤と伝えられる氏久の子孫が松下・森の両家を起こし、さらに蹴鞠に巧みで公家に重用された賀茂成平の子孫が鳥居大路家を、室町前期には同じく蹴鞠を得意とした祝重俊・重家が林家を起こし、それぞれ公武の庇護を受けて社務に補職されることで神職を世襲するようになったとされる。これら社司の四家（後に松下の分家である梅辻家と森の分家である富野家が加わる）は前

述したように賀茂社の本社・末社の社職として神事の中核を掌り、賀茂社に寄進された全国で五十ヶ所を超える賀茂社領⁽⁷⁾を管理し、中世賀茂社運営の中核として存在していた。

これに対し氏は、社司の指揮のもとで神事・祭礼の準備や補佐、社領からの年貢徴収や社殿の造営・修繕、境内の警備・清掃といった神社経営の実務にあた⁽⁸⁾った。こうした氏人による活動の経済基盤としては、賀茂社領の一部の荘園諸職が氏人分として寄進されることもあ⁽⁹⁾ったが、その中核は往来田と呼ばれる独自の土地制度にあ⁽¹⁰⁾った。往来田とは賀茂社膝下荘園である賀茂六郷内に置かれた氏人の共有地であり、氏人の中で年齢順に上から百四十人までが一入五反の給田を与えられ、死去すると氏人中に返還されて次の有資格者に給されるというものであり、乾元二年（一三〇三）に始まったことが知られている。また十三世紀中頃には独自の評儀・自治組織である氏人惣中が形成され、中近世を通じて氏人の活動基盤として存在し続⁽¹¹⁾けた。また同様に年齢順に氏人に給与される土地として老耆田、貴布祢田などがあ⁽¹²⁾ったことも知られている。

こうした社司と氏人との間には、南北朝期以降になると対立関係が生じるようになり、文明八年（一四七五）には、両者が武力衝突して互いに殺傷し合い、社頭が炎上するという、後に「文明の擾乱」と呼ばれることになる大事件が勃発するに至⁽¹²⁾った。

この対立は近世まで持ち越され、両者の相論が繰り返されることとなるが、寛文四年（一六六四）六月の幕府裁許によ⁽¹³⁾って両者の融和が図られ、一応の決着を見ることとなる。この裁許では、神社造営、神事祭礼、祈祷、朱印の管理などについて、社司と氏人が同じ社家中として一社一同に共同で執り行い、「賀茂中之儀」については今後社司・氏人双方から月行事を選出し、その評定によ⁽¹⁴⁾って万事を沙汰していくことが定められた。さらに新たな社司として氏人の岡本家を新たに加え、両者の確執の発端である社職への補任については、本社と末社片岡社、同年の裁許によ⁽¹⁵⁾つ

て賀茂末社となることが確定した貴船社⁽¹⁵⁾の諸職を社司が、新宮・大田・若宮・奈良・沢田・氏神の六つの末社については氏人が務めることが決定し、これが近世を通じての職制となった。

次に供僧についてであるが、寛治六年（一〇九二）に、神社内の神前読経を行う場であった御読経所に置かれたのが、その始まりとされている。⁽¹⁶⁾ 御読経所自体の建立は、供僧の記した縁起等⁽¹⁷⁾によれば、延暦五年（七八六）に桓武天皇の勅願により建立されたと伝えているが定かではない。場所は賀茂社の境内⁽¹⁸⁾によると、本社西側の鳥居の外、現在の社務所近辺が想定される。

なお、賀茂社に關係する仏教寺院としては、これ以前に聖神寺や岡本堂、神宮寺などが建立されていたが、岡本堂と聖神寺は早くに活動の実態を無くし、神宮寺は供僧設置後には御読経所の下部に再編されており、中世・近世においては御読経所と同所の供僧が賀茂社の神仏習合の中心的存在であった。

供僧の定員は二十一口で、御読経所において輪番で法華經・大般若經の不斷読誦を行うのをその主たる役目とする。さらに、一切經会や法華三十講といった年中行事を実施しおり、これら年中行事は代々の神主の発願によって始められたもので、中世における賀茂社年中行事の一部として社家からも認識されていた。⁽²⁰⁾ また、御読経所の内部組織は別当―執行―一般供僧からなる二十一口供僧に加えて、供僧予備軍で十八口を定員とする非衆や、下部である三綱―承仕―専当などにより構成されていて、中世寺院としてある程度整った規模を有していた。供僧の経済基盤としては、遠隔地莊園を見出すことはできないが、社頭の賀茂五郷内に散在する形で供僧領が存在しており、宝徳三年（一四五二）の検地帳によればその合計面積は二十六町あまりであった。⁽²¹⁾ 同検地帳における氏人の往来田及び関連所領が七十町ほどで、供僧領はこれにつぐ面積を有したことになる。

最後に寺庵について。賀茂社南側の社家町周辺や、賀茂社から賀茂川をまたいで西側の地区である西賀茂には、社

家の建立による最長寿寺・妙観寺といった寺院や禅宗・浄土宗系寺院が複数存在しており、これらは供僧とは組織的に無関係で、宗派に関わりなく月行事を代表とする「寺庵」「寺庵中」として組織され、社家の差配を受ける存在であった。

例えば、元龜二年（一五七二）の織田信長による比叡山焼き討ちの際には、「山門預物」が一切ないことを誓う起請文が月行事を筆頭とする寺庵中より社家に対して提出され、社領内における石高や幕府からの廻状への返答などは寺庵単位でまとめられている。⁽²³⁾ 変わった所では、寛永十七年（一六四〇）諸国で牛が死ぬ病が流行した際には、氏人中が千座御祓、供僧が御読経所での大般若經転読を行ったのにあわせて、寺庵として千巻の般若心經を讀誦しており、寺庵というのが一つの単位として機能していたことがうかがえる。

個別の寺院について見てみると、最も古い由緒を有するのが最長寿寺で、久安三年（一一四七）に神主重繼の発願によつて建立され、⁽²⁵⁾ 天文二年（一五三三）年の室町幕府奉行人連署奉書によれば「為社家檀方、可被専寺家造営之段、先年被成奉書」といわており、社家の檀那寺として機能していたらしい。⁽²⁶⁾ 寺の経営に関しては社藏文書中に複数の年貢算用状が残され、⁽²⁷⁾ 年未詳の津田広職奉書に「往昔以来、社家為進止無相違」とあつて、社家の影響力が極めて強かつたようである。

この他の寺庵としては、禅宗の小寺院が圧倒的に多く、相国寺末の海蔵院・祖芳院、無本寺の竹林庵・柳芳軒・正法庵・意足軒・徳雲庵・栖洞庵・慈眼庵・一撃軒・昌穩庵・水心庵など、浄土宗系で西念寺・大田前薬師堂といった寺名を知ることができる。⁽²⁹⁾

以上が、中近世における賀茂社をめぐる人々の概要である。それでは次に、こうして見てきた社家・供僧・寺庵が相互にどのような関係を結んでおり、賀茂社の神仏関係とはどのようなものであつたのか、その特徴を見ていくこと

にしたい。

賀茂社における神仏関係で最も注目すべきなのは、古くから神宮寺などの仏教施設が存在していたながらも、伊勢神宮と同じ神仏隔離の伝統が存在し続けていたことである。周知のように、賀茂社には齋院が置かれ、皇女が賀茂の大神に奉仕する制度が九世紀から十二世紀まで存続していたが、応永二十一年（一四一四）書写の奥書をもつ群書類従本「賀茂皇太神宮記」⁽³⁰⁾によれば、

齋院も伊勢の齋宮もおなしやうに仏法僧の名をいミ給ふ。是ハ神事をはかり給ふゆへなりしはさも、仏をハ中こと称し、経をそめかみ、塔をあらゝき、寺をかはらふき、僧をかミなか、尼を女かミなか、齋をかたそなへとせせうし給ふ。

とあるように、伊勢の齋宮と同じ忌詞が用いられていたという。さらに同書には、

西行法師そのかみつかうまつりけるならひに、世をのがれて後も賀茂にまいりけり。年たかくなりて四国のかたへ修行しけるに、またかへりまいらぬ事もやとて、名残ををしみて、仁安二年十月十日の夜まいりて、法体のことなれば、いみ給ふ故に内へも入らずして、中門の棚尾の御やしろにとりつきて、幣まいらせ給へとて心ざしけるに、木の間の月ほのぼのと常よりも神さびわたりて、あはれにおぼえてよみける。

かしこまるしてに涙のかゝる哉またいつかと思ふ哀れに

本より仏号などをいせかも両宮はいみ給ふなればかくのごとし。

とあり、西行の故事を引いて、神前への僧侶の参入が禁止され、本殿への入り口となる中門前に現在でもちんまりと鎮座している、末社棚尾社より内側には入れないことが先例となっていた。こうした伝統は近世にも受け継がれ、例えば天和三年（一六八三）の「当社僧尼参詣之制法」⁽³¹⁾には、

一当御神前忌「法体」之儀、依「古来之社法」、雖「為」供僧「限」棚尾社下「而不」入「于」中門「也」。然他方参詣之僧尼等或不「用」当番之守「有」紛入事、「若有」欲「昇」中門階「之」僧尼「者」、為「番衆」可「被」断止「之事」。

一俗剃髪之男女等者、若有「信心」参向之懇望「者」、自「新宮社」方閑路「可」令「向」于神殿「事」。

一座頭檢校勾当等有「参詣音曲」之時者、經「閑路」而於「御札屋」可「令」音曲「事」。但「二季祭月」者堅可「制」音曲「也」。

などが定められ、社頭直会所の壁に貼ってあったという。この制法によれば、僧尼は供僧であつても中門の棚尾社より内側に入ることはできず、これを守らせるために番衆が見張っていた。また、俗人でも剃髪の者に関しては中門から入ることは許されず、本社東に鎮座する新宮社側の閑路から神殿を拝すること、伝統的に法体であつた座頭・檢校などの琵琶法師が参詣して法楽を捧げる時も、同じく閑路から中門の東側に棟続きで建つ御札屋⁽³²⁾で行うべきこととされている。

このように、賀茂社においては神仏隔離の原則が貫かれていたわけであるが、その一方で、鎌倉から南北朝期には社司子弟が出家して供僧となるケースを見出すことができるなど、両者の関係は非常に密接なものでもあつた。また、供僧職の補任権は原則として社家が有していたようで、中世後期には天皇勅許による供僧補任が行われるようになる

が、その時でも決定は必ず神主に伝えられ、神主を通じての補任が行われている⁽³⁴⁾。

中世における賀茂社の神仏関係は以上のような特徴をもつものとして安定しており、目立った両者の対立を見出すことはできない。しかし、近世に入るとこうした状況が一変して、社司と供僧との間に相論が繰り返されるようになっていくのである。次に社家と供僧との間での相論が展開していく過程をみていくことにしたい。

二 社司・供僧相論のはじまり

賀茂社関連文書には寛永十一年（一六三四）に作成された供僧所領の書上が複数残されている⁽³⁵⁾。この書上は、供僧を務める二十一の院家それぞれの所領や、三綱・承仕・専当ら下部に対する給田、御読経所における諸法会や仏事の用途を捻出する法事料などが書き上げられており、この当時の供僧領の全体像がわかる詳細なものとなっている。その内容は、史料によって若干の多少はあるものの、供僧二十一人の所領が約二百二十石、三綱以下への給田が二十一石前後、法事料が約九十五石ほどで、全体でおよそ三百三十六石が供僧領として存在していた。

この寛永十一年という年は政治の上で大きな動きのあった年で、寛永九年に大御所として実権をふるっていた徳川秀忠が死去して三代家光が実権を握り、寛永十一年七月には大規模な上洛を果たしたことが知られている。そして、賀茂社ではこの家光上洛をきっかけにして、社司が氏人を訴えて社領をめぐる相論を引き起こし、これによる往来田の再調査と高帳作成が行われている⁽³⁶⁾。

実はこの時の相論では氏人だけではなく供僧も訴えの対象になっていたようで、供僧所領の書上も社司からの訴訟をきっかけとして実施されたらしく、供僧家にのこされた史料には、末尾に「右者寛永十一年二社司新義之訴訟二付

板倉周防守殿へ書上候認ノ写⁽³⁷⁾」と記されており、この時京都所司代であった板倉周防守重宗に対して提出されたことがわかる。この他、後述する寛文年間の訴訟の際に作成された供僧側史料には「寛永年中二モ森用久神主之時、何角と新法を申掛ケ、板倉周防守様・五味備前守様御代ニ申分御座候へ共、神主申所相立不^レ申、社僧者今日迄別派二而有来り候事」とあり、こちらには板倉勝重と並んで、家光上洛の際に設置された京都代官の五味豊直⁽³⁸⁾の名前も挙げられている。賀茂社における神主と供僧との相論がここに始まったと考えてよいだろう。

続いて、寛永十四年・十六年にも再び社司方から所領をめぐる訴訟がひき起こされ、この訴訟については『賀茂別雷神社文書』の他、『座田家文書』所収の「社司氏人訴陳記」⁽³⁹⁾によっても知ることができる。以上の寛永の訴訟において社司が主張していることは多岐にわたっているが、主要な点をいくつかまとめると、

- ① 賀茂社領二千五百七十余石のうち神事料や修理料の区別がないため神事や修理が滞っていること。
- ② 供僧二十一人や氏人百四十人に欠員がないのに対し、社職二十一職の内で実際に社役を務められているのは本社と片岡社の五人のみで、あとは経済的困窮により有名無実の状態であること。
- ③ 氏人は千二百石の往来田の他に、六百石の私領を押領しており、寺庵も百二十余石を押領していること。
- ④ 再び検地を実施して神事料や諸役人の給田など社司領の再配分を行い、新たな朱印を発給してもらいたいこと。

などを挙げることができる。

こうした訴状に対しては、氏人側も陳状の中で逐条的に反駁し、氏人の私領は中世以来の由緒を持つ正統なもので押領ではないこと、神主も別相伝の家領として私領を有していること、寛永までの間に何度も朱印発給の機会があり、

その時には訴訟に及ばなかったのに新たに訴えを出すのは理に合わないことなど、鋭い反論を加えている。

両者の主張を比較すると、どうも社司の方が分が悪いように思われるのではあるが、その一方で社司方に同情を禁じ得ないのは、近世賀茂社領において実際に社司が自専することのできる所領が極めて少なかったことである。

近世の賀茂社領成立については、須磨千頼氏の詳細な研究があり、⁽⁴⁰⁾同氏の研究を基に近世賀茂社領の成立を概観してみたい。中世において賀茂社は日本各地に広大な荘園を有し、さらには膝下の賀茂六郷を支配していたが、時代とともに社領の多くは他からの押領を受けるようになっていた。こういう状況のところで豊臣秀吉の太閤検地が実施されるが、太閤検地は実質的に支配している当知行地の指出に基づき実施され、朱印状もこれを基礎として与えられたから、諸国荘園は没収され、賀茂六郷も半減して、社領として認められたのは二千五百七十二石となり、これが江戸時代を通じた社領となる。

こうした所領の削減は太閤検地によって全国の社寺が辿った運命ではあるが、賀茂社社司達の運が悪かったのは、太閤検地で領有が認められた賀茂六郷の大部分は、氏人の相伝私領や往来田、御読経所領などとして中世以来知行されており、この知行分は原則として近世以降も公権力によって認められたことである。

近世賀茂社領の大まかな内訳は、例えば先の「社司氏人訴陳記」に添付された「上賀茂社領指出高目録」によれば、社家家領が四十四石余であるのに対し、氏人所領は千八百八十七石余（往来田等約千三百八石、家領約五百二十一石、惣納約五十八石）、供僧領が約三百四十石（供田約百三十三石、寺領約八十八石、惣納約九十五石、給田約二十四石）、寺庵領が約九十七石、刀祢や神人といった諸役人への給田が百四十四石などとなっており、社司領は全体の二パーセントに満たない。また、確かに氏人がいうように社司は神社朱印地の他に家領を有しているが、それも四社司家を合せて百十六石⁽⁴¹⁾であり、これを合わせても供僧にさえ及ばないのである。これでは一社の代表を自負する社司が所領の再配

分を求めて訴えを起こすのも無理がないと言えよう。

しかし、こうした社司からの訴訟はすぐには聞き入れられなかったようで、三十年余りがたった寛文四年にやっと認められることとなった。第一節で見たように、この年六月には社司と氏人との和睦を命じる裁許状が出されたのであるが、これと同時に、以下のような裁許が下されている。⁽⁴⁾

覚

一 氏人中惣納五拾八石四斗八合六夕。

是者、累年氏人雖^レ支配^ニ之、往来田貴布祢田家領等有^レ之候間、今度取^ニ除^ニ之候事。

一 社僧中惣納九拾五石壹斗壹升七合。

是者、累年社僧雖^レ支配^ニ之、供田寺領等有^レ之候之條、今度取^ニ除^ニ之候事。

一 柳芳軒・海蔵院・竹林庵・祖芳院四ヶ寺領、合九拾六石九斗四升壹夕。

是者、社僧職無^レ之而、社領之内取来候間、今度取^ニ放^ニ之候事。

右三ヶ合貳百五拾石四斗六升五合七夕。

今度社職料新^ニ附^ニ之、并社司之内家領無^レ之兩家江配^ニ附^ニ之畢。可^レ存^ニ其旨^一。委細目錄如^レ左。(以下略)

省略した「目錄」には、本社神主が十五石、本社正祢宜と正祝が十三石、本社権祢宜と権祝及び片岡社・貴船社の祢宜・祝が十二石、これ以外の六末社の祢宜・祝が十石とする「社職料之覚」と、「家領無^レ之兩家」である梅辻・富野両社司家の家領として八石七斗が記載されている。また、最後には社職料と家領の取り扱いに関して、「社職料社

家中以「相談」、定「免相」年々等分可「收納」事」「社職料売買之儀者不_レ及_レ云、不_レ可_レ入_二質券_一事」「雖_レ為_二親子兄弟_一、向後以_二家領_一而別家江不_レ可_二分散_一事」が定められて、老中阿部忠秋と稲葉正徳、寺社奉行井上正利と加賀爪直澄ら四名の書判が据えられている。

すなわち、この裁許では、寛永以来の社司の要求が容れられて、氏人・供僧・寺庵領から合わせて二五〇石を没収した上で、社職料として再配分することが定められているのである。なお、ここで没収された氏人中惣納と供僧中惣納及び四ヶ寺の寺庵領については、先に述べた「上賀茂社領指出高目録」に記載された石高と全くおなじであり、この史料に基づき、没収分が算定されたことがうかがえよう。

それではこの裁許が社内に与えた影響はどのようなものだったのだろうか。まず氏人に関して言えば、没収分は他と比べれば少なく、裁許本文にもあるように、往来田・貴布祢田・家領などを有しており、保持している所領全体の中での割合も低いといえる。それどころか、彼らはもう一通の裁許によつて、新宮社以下六末社の祢宜・祝職を勤めることになったわけだから、これら末社の社職料が合計百二十石になることを考えれば、むしろ利益を得ることになったと評価できる。

次に供僧についてであるが、『西池季通日記⁽⁴³⁾』には寺社奉行井上河内守正利による言葉として、この裁許にいたる背景の詳細が次のように語られる。

社職料相続之儀、於_レ社肝要之儀也。中間之法事料御取除二而法事絶之分者不_レ苦儀也。根本賀茂者日本第二社二而往古之神也。經所者定而空海以来之草創にてそあるらん。然者中興之新儀也。供僧申昔之綸旨有_レ之由、差上之処尤可_レ然。子細且有_レ之故、供田寺領者其俣被_二付置_一也。強無_レ謂儀断候ハ、悉追払可_レ被_レ成ソ云々。

經所之本尊者何ソ。仏陀ト申。其ハ何仏ソ。阿弥陀ト申。奉行、阿弥陀者世間沢山過タルソ。賀茂明神者大切之神故、各別御尊敬也。何故沢山成阿弥陀御崇敬可_レ被_レ成哉とて、御笑也。

裁許状で供田・寺領以外の「惣納」と呼ばれているのは、具体的には寛永十一年の所領書上げでも数値が一致する法事料がこれにあたり、幕閣の判断は神社にとっては社職料相続が肝要で、法事料を取り上げて諸法事が断絶するとは苦しからずというものであった。一応供僧の由緒は認めて供田や寺領は現状のままとするが、無理な訴訟を続ければ社内より追放すると語り、賀茂大明神と御読經所本尊とされる阿弥陀との比較をしながら、賀茂社の神仏関係における神―社家の優位をはつきりと打ち出している点が注目されよう。

供僧側にとってみれば、九十五石とは所領全体の二十八パーセントに上り、その打撃はかなり大きかったであろうことが想像できる。事実、次節で見えていくように、これ以降供僧は法事料の返還を求めて、社家との十年に亘る相論に突入していくことになるのである。

寺庵四ヶ寺については、裁許状を見る限りでは寺領の全てを没収された形であるが、同じく井上正利の語る所によれば、寺庵領はそもそも売買によって寺領となったもので、幕府から社家中に金子五百両が下付され、これによって所領を買い上げるといのが実態であったらしい。『西池季通日記』によればこの年末には買い上げが終了している。先述したように寺庵は基本的に社司・氏人ら社家を檀那として、その強い影響下にあるせいか、この後寺領返還の訴訟などは起こしておらず、裁許以降は無寺領の寺院として存続することとなった。⁽⁴⁵⁾

以上のことからこの裁許の性格を考えると、氏人を含めた社家に対する優遇策であり、反面で供僧や寺庵といった仏教勢力に対しては過酷なものであったと結論付けることができるだろう。

さらに、この寛文四年の裁許の際には、所領にすることだけでなく、神仏関係を考える上で興味深い二つの決定がなされている。

その一つは、寛文四年の裁許に合わせて、供僧職就任に際して補任料を社家に支払うことが決定したことである。後述する延宝年間の社家・供僧相論の結果作成された、「一社一同義定供僧職九ヶ条之覚」⁽⁴⁶⁾には、

一供僧職補任銭之事、去寛文四年於「御江戸」御定之通、神主補任銭、譲与者貳石、死欠者四石、可_二相立_一者也、同其節所司大夫へ譲与者三斗、死欠者五斗、目代へ譲与者貳斗、死欠者三斗、以_二勘畧之准據_一如_レ此可_二相立_一事。

とあり、神主及び氏人の所司大夫・目代⁽⁴⁷⁾に対して、「補任銭」を支払うことが決定したらしい。前述したように、賀茂社の供僧補任には中世以来社家の関与が認められるので、この決定は、単に既にあった慣行を再確認したものに過ぎないとも言える。ただ、供僧身分の補任という、供僧達自身にとって最も重要な事項に社家が関与することが、幕府によって公的に認められたことは、今後の両者の関係を大きく規定していくことになる。

もう一つは神事に関することである。前述『西池季通日記』によれば、寺社奉行井上正利は御読経所法事料没収に關する説明の後、「社家中え被仰渡_二云、惣シテ供僧方ト社家中、社頭向之事、堅不可混乱也。今迄相交事有之共、向後無用也」と語ったと言う。つまり、ここでは神事や祭礼などといった「社頭向之事」に関して、供僧と社家が共に携わるのを禁止することが社家に仰せ渡されているのである。実際に翌五年正月十四日の御棚会神事の記事では、

今夜例年者供僧来_二于_一厅屋_二而_一、盛_二大折菓子_一立_二紙立_一之儀勤_レ之者也。雖然去年於_二關東_一寺社奉行被_二仰渡_一趣、向後供僧与_二社家神事方_一之儀、一向不_レ可_二混乱_一之旨也。供僧一同所承知_二也。依_レ茲今夜從_二社中役者_一被_二申渡_一之故、大折之飾紙立等、悉為_二代官_一調_レ之了。先是供僧以_二役者僧二人_一行_二向于神主_一、此子細尋之處、右之子細被_二申渡_一之。猶此儀今度於_二江戸_一可_レ被_レ窺之上者、可_レ為_二重之儀_一云々。

とあり、神社の重要な神事として十一世紀から行われている御棚会⁽⁴⁸⁾の執行にあたり、先例では供僧が「大折之飾紙立等」の準備を勤めることとなっていたが、「神事方之儀、一向不_レ可_二混乱_一」という寛文四年の決定があり、供僧も承知していたので、社中の役者がこれを勤めたという。

こうした決定が完全に幕府主導によるものか、社家の意向を受けてのものなのか、これらの史料からだけでは判断し難いが、ここでは所領の再配分という経済的な動機から始まった相論の結果が、神仏関係の問題へと発展し、幕府による社家優位の判断が下されていることに注目しておきたい。

三 相論の展開

さて、供僧達は幕府裁許による法事料の没収に対しておとなしく引き下がらず、この年末には所領返還を求めた訴訟を開始する。供僧は江戸に上つて寺社奉行に対して直接九十五石の返還を訴え、これをうけて寺社奉行より社家に對して「社僧方訴訟ニ付而、尋儀候間、来二月中可有参府」との差紙が下されている。⁽⁴⁹⁾この新たに起こされた訴訟に對して、寛文六年には新たな幕府裁許が下り、没収地の補填として毎年十五石の米が社家方より支給されることとな

つた。⁽⁵⁰⁾

しかし、供僧方はこの決定にも満足せず、延宝年間には再び所領の返還を求めた訴訟を開始する。寛文八年に京都町奉行が設置され、畿内の社寺関係訴訟はここが取り扱うこととなったため、供僧は京都町奉行に対して訴状を提出している。

これ以降の訴訟に関しては供僧の作成した「京都町奉行所上申候訴状之留メ日記」(以下「留メ日記」という史料に供僧方訴状や陳状の写しが残されており、この史料については本誌前号に翻刻を掲載した。⁽⁵¹⁾ 訴訟の展開についてはその解題でも紹介しており、重複する部分も多いが、本論で得た知見を踏まえながら、改めて考察を加えてみたい。「留メ日記」の全体構成について説明しておく、その内容から以下の四つに分類することができる。

(甲) 町奉行宛訴状とその添え状。文末に「右之両通去々年日向守様へ上ケ、又今度安芸守様へモ上ケ申候」とあり、京都西町奉行能勢日向守頼宗(寛文十二年へ一六七二〃延宝六年へ一六七八〃在任)及び京都東町奉行前田安芸守直勝(延宝元年へ一六七三〃元禄五年へ一六九二〃在任)に対して提出されたもの。年月日以下を欠くが、文中に延宝元年の京都大火を「五年以前」としており、奉行の在任期間とこれ以降の訴訟との関わりから、前田直勝へは延宝五年、能勢頼宗にはこの「去々年」にあたる延宝三年に、それぞれ提出されたものである。⁽⁵²⁾

(乙) (甲) に応じてなされた社家からの出訴に対して、延宝五年に町奉行所に出された陳状。

(丙) 社家からの出訴に対して、延宝五年に賀茂伝奏権中納言烏丸光雄に出された陳状。

(丁) (乙) に付された添付史料。供僧伝来古文書及び(丙)の写し。

まず、(甲)の延宝三・五年の訴訟について、少し煩雑ではあるが訴状の記載に沿って具体的に見てみよう。

①梅辻備後、岡本宮内、藤木兵部、森右京、松下兵部の社家五人が「社僧滅亡」を企み、寛文四年の法事料没収を主導したほか、供僧への供料を押領していること。

②寛文六年の裁許で社家より下されることとなっていた「堪忍料」十五石が「寅年」(延宝二年)から渡されていないこと。

③八月彼岸に社人方より渡されていた供料がここ十年渡されていないこと。

④二月の涅槃会や二月八月の彼岸の時に社家が備えていた供物がここ八年渡されていないこと。

⑤正月十四日の御棚会での役米がここ十年渡されていないこと。

⑥社人の先祖が寄進してきた祠堂米が五人の社人の指示によって十年間納められていないこと。

⑦賀茂競馬の馬場を拡げるため社僧供田をつぶしたこと。

⑧供僧が勤行の潔斎のために利用していた湯屋を、燃料となる芝や薪の刈り取りのために神山が荒れることを理由に停止し、一方で法度で禁じられている社辺の木の売買を行って利潤を得ていること。

⑨延宝元年の京都大火による内裏炎上の後、公家より依頼された一社一同の祈禱料について、一社一同とは社家と供僧の意であるのに、社家百六十一人で配分し、供僧に渡さなったこと。

⑩供僧の法事料を没収して社家に加増した一方で、社家は柵野を開墾しながら神用にもちいておらず、供僧は仏事法会の勤めや伽藍修理も出来ない状態であること。

⑪朱印地の外である新開の柵野を、供僧法事料として下されたいこと。

以上が供僧の訴えた内容である。この訴訟の第一の目的は、最後の⑩⑪に述べられているように、没収された法事料の代替地として柅野を附与してもらいたいという所領返還にあり、その意味では寛文四年の訴訟の延長と言えるが、内容を子細に見ると、これ以前には見られない興味深い事実を知ることができる。

まず注目されるのが、訴えの対象となっているのが社司・氏人を含めた社家全体となっていることで、①に列举された五人の内、梅辻・松下・森は旧来の社司家、岡本家は新たに追加された氏人出身の社司、藤木は氏人の家であり、⑨で祈祷料を配分された百六十一人とは、二十一の社職を預かる者と氏人百四十人がこれにあたるであろう。寛文四年裁許で和睦した社司・氏人は、共同して社内のもう一つの勢力である供僧に対峙するようになったことがわかる。

また、③④⑤⑥によれば、社家は先例であった神事・法会に際する役米や供料、祠堂米などを、八年から十年以前より供僧方に渡さなくなったという。十年以前ということだと思ひ出されるのが、寛文四年の裁許と同時に、神事における社家・供僧との混乱を禁止する旨の幕府命令が出されたことだ。前節最後に見たように、この仰せを受けて翌年の御棚会神事では供僧の関与が停止されており、その結果として⑤で言われる御棚会役米の給付停止がもたらされたと考えられよう。寛文五年は延宝三年のちょうど十年前にあたっている。

寛文四年の幕府命令は神事における両者の混乱を避けることが眼目だったが、时期的なことを考えると、③④⑥はこの命令を拡大解釈して行われたものと推測できる。さらに言えば、法事料の没収を決定した寛文四年の裁許自体が社家保護の姿勢を打ち出したものであり、社家側がこうした幕府の意向を背景とした行動を取り始めるのは容易に想像できよう。そう考えれば、社家側が⑦⑧⑨のような行動を取ったことも理解しやすいと思われる。

こうした社家の行動は、限られた所領の中で少しでも支出を押さえ、また収入を増やして、その経済活動を支えよ

うという所に目的があつたと考えられるが、結果的には神事のみでなく仏事における社家・供僧の混乱を禁止し、社家と神事を優先する、神仏分離といつてよい現象が進んでいると評価できよう。

それでは、この訴訟の行方はどうなったのか。社司方は以上の供僧からの訴えに対し、所領相論としてこの訴訟に対処することをせず、逆に供僧は社司配下の存在であつて、それにも関わらず訴訟を起こした供僧の中核人物を処罰すべきことを求めて京都町奉行へ出訴する。前稿で指摘したように、この時期の供僧内部では、六僧坊と呼ばれて古い由緒を持つ主流派と、これに敵対する反主流派との間で、別当・執行などの諸職や所領をめぐって対立が生じており、社家による訴訟はこうした混乱に乗じて、反主流派の供僧を味方に取りこんで行われた。

これに対する陳状が「留メ日記」(乙)から(丁)にあたるのである。町奉行所に対して提出された(乙)の内容は、

- ・この訴訟は「今度神主岡本宮内新儀を企、社僧を手下二可仕」く始められたものであるが、社僧は神主支配ではなく独立した「別派」であること。

- ・社人と社僧は「同輩両輪」であつて、「一社一同」の祈祷の時にはそれぞれが巻数を捧げてきたこと。

- ・賀茂社への朱印は供僧を含む「社家中」に下されたもので、社家のみが支配するものではないこと。

- ・社僧への補任は、神主邸の賀茂大明神の神号の前で、神主から供僧に補任状を渡す形で行われるのであるから、補任は大明神が行うもので、神主との間に勝劣はないこと。

- ・社家方についた供僧が、供僧は神主に従うものであると言っているが、偽りであること。

- ・供僧の僧位は社家の官位と同じものであること。

などで、賀茂伝奏に対して出された（丙）では、これらに加えて、

- ・岡本宮内が「社僧仕置状」への書判を強制しているが、先例に反するものであること。
- ・社僧の妻帯は勅許によるものであること。
- ・社僧の補任は文明年中より神主が関与してきたが、勅任が先例であり、旧に復してもらいたいこと。

などが主張され、さらに供僧内の相論に関わって別当・執行など諸役の先例が述べられている。

全体を通して、供僧は社家と同じく神社に奉仕する対等の関係にあつて、神主の支配を受けるものではないことが繰り返し主張されている。その文章には「不法之神主等、不存神慮、勅裁を蔑如致シ、御讀經所滅亡之奸訴を巧」「社僧を神主支配ニ致シ自然ニ取津ぶし、坊跡寺領等没収可仕巧にて御坐候」「神主ハ此方大敵と申、横悪之社家にて御坐候」などといった言葉が躍っており、供僧の社家に対する敵愾心・不信感がかなりの所に来ていることがわかる。

一方の社司側の訴状は見いだせていないが、その主張は供僧陳状の逆、すなわち供僧は神主の支配下であり、その所領や補任も神主の管理下にある、ということになる。

ここでは新たな所領の獲得どころか、供僧の身分そのものの、社内における地位の優劣が問われることとなったのであり、供僧は進退窮まった所に追い詰められたと言えよう。結局この相論に対しては年内に京都町奉行所の裁決が下され、十二月には供僧方の中核人物である東光院珍盛と円光坊良真は山城國中追放、千手院興縁、金蔵院興閑、常證坊興意、教学院珍宥、大乘坊珍仙、福泉坊堯珍の六人に閉門が仰せ渡され、社家方の勝利に終わったのである。⁽⁵³⁾

供僧方の敗因としては、内部の対立を止揚できずに離反者を出したことも大きかったが、特に社内における身分と

いうことであれば、既に寛文四年には幕府によつて社家優位の原則が示されていたことが大きく影響したに違いない。かつての寺社奉行井上正利の言葉通りに、供僧達は追放され、社家優遇の姿勢をくつがえす事はできなかった。

この裁許以降、賀茂社供僧は供僧就任に際して、現在「一社一同義定供僧職九ヶ条之覺」⁽⁵⁴⁾と名付けられている、次の文書に書判を加えるのが先例となっていく。

就_二寺家之_一_二諍論_一以_二一社一同

之儀_一定_レ經_二御公儀_一九ヶ条之覺

一賀茂社供僧職者、向後弥如_二有来_一守_二次第_一、申_二出神主補任_一、可_レ致_二供入_一之事。

一就_二一社一同之儀_一、自_二社家中_一被_レ申_二渡于別当_一趣、其旨無_二相違_一申_二伝于執行_一、次執行代寺中悉可_二触渡_一事。

一供僧闕職之上番有_レ之時者、早々可_レ令_二衆入_一也。若於_二寺中_一令_二滞留_一過_二期年_一者、早遂_二一社之相談_一、如_二

古法_一自_二神主_一可_レ被_レ入_二供僧_一。將又自_二一坊二口之外者_一、供僧堅不_レ可_二相抱_一事。

一供僧職補任錢之事、去寛文四年於_二御江戸_一御定之通、神主補任錢、讓与者貳石、死欠者四石、可_二相立_一者也。

同其節所司大夫へ讓与者三斗、死欠者五斗。目代へ讓与者貳斗、死欠者三斗、以_二勘畧之准據_一如_レ此可_二相立_一事。

附三綱職者神主補任錢貳石、所司へ貳斗、目代へ五斗相立可_レ申也。

一非衆参并承仕入事、其外寺中一同吟味之沙汰、以_二執行代_一急度可_レ相_二届于一社中_一事。

附執行代所_レ預鍵者、如_二先々_一守_二臈次_一可_レ為_二一年廻_一事。

一訴訟等有_レ之者集会之剋、其方人者不_レ可_レ加_二其席_一。況親類者不_レ及_レ謂事。

一寺中之證文其外勘定帳已下、別当与役人以_二相對_一、如_二先々_一可_レ預_二置于執行坊_一事。

附昼夜不_レ可_レ帶_二刀脇指_一事。

一供僧之遺跡并諸式讓与之事。帶_二讓狀_一弟子者最理運也。然由緒号_レ有_レ之令_二競望_一輩者曲事也。兼又無_二弟子_一無_二遺言_一諍論之族出来之時者、可_レ相_二任一社之儀定_一事。

附相伝之地屋敷田畠、不_レ遂_二寺中之吟味_一恣不_レ可_二沽却_一、不_レ可_レ入_二質券_一事。

一拾五石之法事料、其外寺中之納物又者下行等賄方相役之事。親類縁者堅除_レ之、執行代其外式人宛毎月番々相替、加_二其役人_一可_レ賄_レ之。毎月廿四日為_二式日_一致_二算用_一、到_二十月廿日_一、如_二前々_一惣勘定急度相極、以_二誓狀_一可_レ令_レ披_二露于寺中_一也、但堂舎破損之時者、寺中一同雖為_二勘畧_一連々可_レ加_二修理_一事。

右之條々堅可_二相守_一、若違背之輩者速可_レ被_レ改_二易供僧職_一者也、仍為_二後鏡_一如_レ件。

延宝五年八月廿一日

右之條目兩御奉行野瀬日向守様前田安芸守様被_レ遊_二御披見_一、当任之供僧十八人度々被_二召出_一御裁斷、御糺明之處_二、一方重之不届令_二落着_一、極月十九日東光院珍盛、円光坊良真、山城國中御追放被_二仰付_一、其外加判無_レ之人数へ千手院興縁、金藏院興閑、常證坊興意、教学院珍宥、大乘坊珍仙、福泉坊堯珍、以上六人同日閉門被_二仰付_一、弥向後右之趣可_二相守_一之旨、神主役者并別当執行_■役執行代罷出被_二仰渡_一者也。仍為_二後鏡_一任_二旧例_一、啓上如_レ件。

延宝六年正月廿一日

宝乘坊忠二（花押）

成就坊忠貞（花押）

南隆坊信間（花押）

執行代

玉林坊昭円（花押）

玉泉坊興純（花押）

勝願院忠盛（花押）

朔雲坊興在（花押）

真光坊真清（花押）

執行

養光坊真連（花押）

神宮寺別当安養院

権律師信秀（花押）

当社惣官神主殿 御館

（以下供僧書判略）

この文書の最初の日付は相論中の八月二十一日となっていて、これが（丙）の文中で岡本宮内が供僧に書判を求めた「社僧仕置状」にあたると思われる。内容を見ると、かなり穏当なもののようにも思われるが、第一・三・四・五・八条で、供僧内の事項に関する社家の関与が明記されており、社家と同等であることを主張する立場からは、これを容認するわけにはいかなかったのであろう。また九条ではさりげなく「拾五石之法事料」なる文言が見えているが、この表現には本来の法事料にあたる九十五石分の所領返還訴訟を放棄することが含意されていたとも考えられる。

同文書では、次にこの相論の顛末を述べ、八名の供僧が罪科に処せられたこと、今後はこの覚書の内容を守る旨が神主と供僧の別当以下立会のもと仰せ渡されたことが記され、残った供僧が書判を加えている。この内、別当の安養

院信秀、執行養光坊真連、勝願院忠盛らが、積極的に社家側に加担した供僧達である。

そして、宛所以下の省略した部分には、新たに加わった供僧の加入年月日と書判が認められており、さらに閉門となった千手院や常證坊も、延宝六年中に詫びを入れて書判に加わっている。どうやら、この覚書に書判を加えることが、新たな供僧身分の条件となったようで、正徳元年（二七一）に作成された「神主年中行事」⁽⁵⁵⁾には、供僧加入の作法として、「供僧連判之一卷、硯相添神ぬ師持出供僧之前二置。供僧一筆年号月日名字加判形、神主判形ヲ見納レ之」とあり、この覚書を神主が管理し、加入に際してはこれを出してきて供僧が書判を加え、神主がこれを確認することが定められている。こうした供僧の書判は安政五年（一八五八）⁽⁵⁶⁾にまで及び、しかもこの文書は特別の竹製の筒に納められて社蔵文書に伝来しており、近世を通じて社家と供僧との関係を決定づける重要文書として機能し続けたのである。

おわりに

明治維新期における賀茂社の神仏分離は、慶應四年閏四月、御読経所や神宮寺をはじめとする社辺の仏教施設が全て廃絶となり、社僧の還俗願が聞き届けられるという形で、然したる混乱もなく進められた。御読経所の仏像などは、賀茂社の名前が残らないことを配慮した上で仏師方に遣わしたいという供僧からの申し入れがなされ、その判断に任せて処分されていて、⁽⁵⁷⁾寺院の存続を願う供僧側の動きを知ることとはできない。

かつて供僧は自分たちの存在をかけて、寛永以来社家との間に訴訟を繰り返したわけだが、延宝五年の裁許以降には両者の間で目立った相論は存在しなくなり、供僧は社家の配下として、社家に競合する力を完全に喪失したと考え

られる。明治維新に際しての肅々とした神仏分離の素地は、既にこの段階で準備されていたのであり、その意味で、賀茂社の神仏習合は、十七世紀後半にはその歴史的な生命をほぼ終えてしまったと言えよう。

賀茂社におけるこうした変化の足跡を振り返ってみると、その始まりは近世社領の確定に端を発する社内での階層間相論にあり、これに対して幕府による社家優位の裁定がなされていく中で、結果的に神仏関係の問題へと発展していったのであつて、社家が最初から思想的な背景を持ちつつ神仏分離を進めたわけではないことは注意を要する。

また、近世初頭における経済問題に端を発した組織内での階層間相論は、この当時の寺院・神社で全国的に見られた現象であり、その裁決においては、新たな秩序形成を目指す幕府によつて上位者優位の原則が示されることが多かったことが既に指摘されている。⁽⁵⁸⁾ 賀茂社における社家の勝利も、こうした幕府の原則が存在し、社家がこれを正しく認識して行動した結果もたらされたものと言えるだろう。

すなわち、賀茂社を事例として十七世紀後半における神仏分離を考えてみると、その背景には、近世的な所領の確定と幕府による新たな秩序形成の志向という、二つの大きな要因が存在していたことをうかがうことができるのである。これにより神仏関係に関する研究は、社会全体との関わりの中で、より大きな問題として捉えていくことが可能となるのではないだろうか。

註

- (1) 代表的な研究に辻善之助『日本仏教史』第八卷（岩波書店、昭和三十六年）、圭室文雄『神仏分離』（教育社、昭和五十二年）、高埜利彦編『日本の時代史15 元禄の社会と文化』（吉川弘文館、平成十五年）などがある。

- (2) 前掲著作の他、澤博勝『近世の宗教組織と地域社会』（吉川弘文館、平成十一年）、西岡和彦『近世出雲大社の基礎的研究』（大明堂、平成十四年）など。
- (3) 義江彰夫『神仏習合』（岩波新書、平成八年）。
- (4) 阪本是丸『神仏分離研究の課題と展望』（『近世・近代神道論考』弘文堂、平成十九年、初出は平成十七年）。
- (5) 拙稿a「中世における神仏関係の形態―賀茂別雷神社の御読経所供僧について―」（『研究開発推進センター編『史料から見た神道―國學院大學の学術資産を中心に―』弘文堂、平成二十一年）、拙稿b『史料紹介』上賀茂神社における神仏関係の具体像―『今原和千代家文書』（京都府奉行所上申候訴状之留メ日記）の翻刻と解題―」（『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』第三号、平成二十一年）。
- (6) 社司・氏人に関しては以下の文献を参照にした。旧京都府愛宕郡役所編『洛北誌 旧京都府愛宕郡村志』大学堂書店、昭和四十五年。須磨千穎「中世における賀茂別雷神社氏人の惣について（1）」（『南山経済研究』第六巻二号、第十二巻三号、平成三年、十年）。五島邦治「上賀茂神社の社人組織と文書」（『京都産業大学日本文化研究所紀要』第五号、平成十一年）。
- (7) 岡田莊司「中世の賀茂別雷神社領」（『神道学』出雲復刊第五十八号、昭和四十三年）。須磨千穎「中世賀茂別雷神社の形成過程」（『日本歴史』第二六〇号、昭和四十五年）、同「賀茂神社」（『国史大辞典』第三巻、昭和五十七年）。
- (8) 前掲註（6）須磨論文。
- (9) 児玉幸多「賀茂別雷神社の往来田制度」（『社会経済史学』第七巻九号、昭和十二年）。須磨千穎「賀茂境内六郷」（『講座日本荘園史』七、平成七年）及び前掲註（6）須磨論文。
- (10) 前掲註（9）須磨論文によれば、六郷の内山間地帯である小野郷にはおかれず、正確に言えば往来田が設定されたのは五郷である。
- (11) 前掲註（6）須磨論文。
- (12) 川嶋将生「南柯記」（『賀茂文化研究』創刊号、平成四年）。
- (13) 慶長から元和年間に社司と氏人の岡本宮内少輔保望との間で度々相論のあったことが『本光国師日記』や、岡本保望の記した「岡本保望上賀茂神社興隆覚」（『賀茂文化研究』第四号、平成七年）に見える。寛永期の相論については後述。明暦年間には氏人が末社社務職への就任を求めて訴訟を起こし勅許により認められている（藤木正直・須磨千穎『賀茂

神主補任史』賀茂県主同族会、平成三年）。

- (14) 『賀茂注進雜記』（賀茂別雷神社、昭和四十八年）。京都府古文書調査報告書第十四集『賀茂別雷神社文書目録』（以下『別雷目録』）（京都府教育委員会、平成十五年）D—1—55「江戸幕府評定所裁許状（社司・氏人相論）」。また、座田家文書所収の『西池季通日記』（國學院大學所蔵『座田家文書』七〇九号。同文書の史料名・番号は菟田俊彦『國學院大學図書館収蔵神道書籍解説目録第三輯 座田家旧蔵書』（國學院大學図書館、昭和五十九年）による）には、寛文相論における社司・氏人双方の主張や、裁許状発給に至る幕閣の仰せが詳細に記載されている。なお、同日記は宝永三年（一七〇六）に岡本清茂が作成した写本であるが、本稿脱稿後、季通の日記が立命館大学文学部所蔵の上賀茂社関係文書群に複数存在していることに気付いた。原本もここに現存していると思われるが未見である。同文書群については町触研究会編「上賀茂社関係文書群の紹介」（『立命館文学』五七八号、平成十五年）に目録が載る。
- (15) 田中淳一郎「賀茂社と貴布祢社」（石川登志雄他編『上賀茂のもし・やしろ・まつり』思文閣出版、平成十八年）。
- (16) 「社務補任記」（『賀茂文化研究』第二号、平成五年）。賀茂社の供僧に関しては前掲註（5）拙稿aを参照。
- (17) 「上賀茂神社経所他縁起写」（『今原和千代家文書』k四〇—五〇、京都市歴史資料館蔵写真帳）。
- (18) 鎌倉時代中後期の社頭景観を示すと言われる「賀茂別雷神社絵図」（福山敏男氏編『神社古図集』臨川書店、昭和六十四年。日本電報通信社出版部昭和十七年刊の複製）や、近世の境内図である「上賀茂境内古図」（『座田家文書』一〇号）など。
- (19) 久保田収「賀茂社についての一、二」（『神道史研究』第二十四巻第五・六号、昭和五十一年）。嵯峨井建「中世上賀茂神社の神仏習合——賀茂社家系図」と『社務補任記』を中心に——（岡田精司編『祭祀と国家の歴史学』塙書房、平成十三年）など。
- (20) 「賀茂別雷神社嘉元年中行事」（『日本祭祀行事集成』第三巻、平凡社、昭和四十五年）。
- (21) 須磨千穎『賀茂別雷神社境内諸郷の復元的研究』（法政大学出版局、平成十三年）及び同氏「上賀茂神社と太閤検地」（『神道史研究』第五十五巻二号、平成十九年）。
- (22) 「寺庵中行司起請文」（『別雷目録』II—D—三—一二）。
- (23) 「上賀茂寺庵納分書上」（『別雷目録』II—G—二—三〇四）、「上賀茂寺庵月行事等請状」（II—D—三—三六）など。
- (24) 『賀茂年鑑』（國學院大學図書館、貴—二二八—九）寛永十七年七月二十七日条。

- (25) 前掲註(16)「社務補任記」。
- (26) 『上賀茂神社文書』(『早稲田大学所蔵荻野研究室収集文書』上巻、吉川弘文館、昭和五十三年)五四号。
- (27) 『別雷目録』ⅡⅠ―Ⅱ五〇・二五四・一三一九・一三四六など。
- (28) 『賀茂別雷神社文書』(『史料纂集』二七三)。
- (29) 『座田家文書』八号「上賀茂貴布祢神殿舎屋并名所旧跡箇所付帳」、二九号「賀茂事始雜事録」。
- (30) 『群書類從』神祇部上、『座田家文書』一七号。
- (31) 『座田家文書』一号「置文類鑑」。
- (32) 前掲註(18)「上賀茂境内古図」に「御フタノヤ」とある。
- (33) 前掲註(18)嵯峨井論文。
- (34) 前掲註(5)拙稿a。
- (35) 『別雷目録』ⅡD―Ⅲ二二七「寺庵田数注文」、ⅡG―Ⅱ一〇一「御読経所指出帳(本郷・小山郷・中村郷分)」、『今原和千代家文書』K四〇―四「賀茂社御読経所田水帳写」。
- (36) 外岡慎一郎・地主智彦『別雷目録』解題G土地―一往来田差出。
- (37) 前掲註(35)『今原和千代家文書』「賀茂社御読経所田水帳写」。
- (38) 東京大学史料編纂所データベース「史料稿本」寛永十一年八月五日条。
- (39) 『別雷目録』ⅡB―Ⅲ一五五「社司中申状(氏人神事料懈怠等)」、ⅡB―Ⅲ一五六「上賀茂社雜掌連署返答状(神事祭礼)」、ⅡB―Ⅲ一五八「社司中申状」、『座田家文書』二四号「社司氏人訴陳記」。
- (40) 前掲註(21)。
- (41) 『賀茂注進雜記』第八神領の項にも延宝八年段階での別朱印が計上されているが、四社司の合計は同じ数値である。
- (42) 『賀茂注進雜記』第七社家。『別雷目録』ⅡD―Ⅰ一五六「江戸幕府評定所裁許状(社職領)」。
- (43) 前掲註(14)。
- (44) 但し、御読経所の本尊は普賢菩薩であり、阿弥陀如来は御読経所内の念仏所に地藏菩薩と共に祀られていて(前掲註(17)「上賀茂神社経所他縁起写」、ここで阿弥陀とされている理由は不詳である。
- (45) 『賀茂年鑑』寛文十年八月九日条。

- (46) 『別雷目録』ⅣB―五。
- (47) 所司大夫・目代については前掲註(6) 須磨論文。
- (48) 御棚会に関しては前掲註(9) 須磨論文。
- (49) 『西池季通日記』寛文四年十一月三・五・十一日条。『別雷目録』ⅡB―三―一七二「寺社奉行連署差紙」。
- (50) 『別雷目録』ⅡB―三―一七一「寺社奉行連署裁許状」。
- (51) 前掲註(5) 拙稿b。『今原和千代家文書』。
- (52) 前稿ではこの訴状の提出時期について、寛永十二年から延宝五年と広目に想定したが、本文中のように改めた。
- (53) 『賀茂年鑑』延宝五年十二月九日条。
- (54) 前掲註(44)。同文書は『今原和千代家文書』(K四〇―三二「寺家之爭論に付定書九ヶ条之覚」)や『座田家文書』(一号「置文類鑑」)などに写しが残されている。
- (55) 國學院大學図書館所蔵『鳥居大路家記録』八二七号。
- (56) 前稿では、同史料の書判の下限を明和二年(一七六五)と記載したが、『今原和千代家文書』の写しの記載と取り違えており、本文のように訂正した。
- (57) 『別雷目録』ⅡD―三―一六四「賀茂一社総代願書」、『今原和千代家文書』K四〇―二五「今原肇他僧官返上に付上申書」。賀茂社の神仏分離の過程に関しては、高木博志「明治維新と賀茂祭」・落合弘樹「明治維新期の神社と社家」(共に前掲『上賀茂のもり・やしろ・まつり』)などの中で紹介されている。
- (58) 吉井敏幸「近世初期一山寺院の寺僧集団」(『日本史研究』二六六、昭和五十九年)。

※本論文を執筆するにあたり、賀茂別雷神社、京都市歴史資料館、國學院大學図書館より史料閲覧の許可をいただき、大変お世話になった。ここに謝意を表したい。

また、本論文は日本宗教学会第六十八回学術大会の中で企画された、パネル『神仏習合・分離における神職・僧侶の諸相―神仏関係史再考』(平成二十一年九月十三日・代表 藤本頼生)での報告「賀茂別雷神社における神仏関係の構造―神主・供僧相論を中心に―」を基にしたものである。準備段階から助言をいただいたパネリストの方々、また質疑応答にてご意見をいただいた会場の方々にもお礼を申し上げます。